

No. 6 横浜市都市計画マスタープラン鶴見区プランの改定に関する案件概要

議第 1287 号 横浜市都市計画マスタープラン鶴見区プランの改定

(内容)

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。横浜市都市計画マスタープランでは、「全体構想」と「地域別構想」を位置付けており、「地域別構想」として「区プラン」及び「地区プラン」を設けています。

「全体構想」は、市域全体の基本的な方向を示すもので、平成 12 年 1 月に策定し、平成 25 年 3 月に改定しました。一方、横浜市都市計画マスタープラン鶴見区プランは、平成 14 年 5 月に策定されました。

「全体構想」の改定及び現行の鶴見区プラン策定から 15 年以上が経過したことに加え、社会経済の変化やまちづくりの進展も踏まえ、今回、横浜市都市計画マスタープラン鶴見区プランを改定します。